

治山施設点検調査委託業務仕様書

平成21年5月改正

高知県

治山施設点検調査委託業務仕様書

1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、治山施設点検調査委託業務に適用する。
- (2) 契約図書及び特記仕様書に記載された事項については、この仕様書を優先するものとする。

2. (調査の目的)

治山施設の適正な維持管理を行うため、県内の治山施設、落石対策施行地の点検調査を行い治山施設の適正な管理に資することを目的とする。

3. (管理技術者)

- (1) 受注者は、治山施設点検調査委託業務における管理技術者を定め、契約書及び仕様書等に基づき治山施設点検調査委託業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (2) 管理技術者は、高知県が発注する治山工事の主任技術者を経験し治山事業に精通している者。又は、設計業務等技術者による技師(C)の規準に適合するものとする。

4. (業務内容)

設計図書に示された治山施設、落石対策施行地について、現地調査を行い被災がない場合については、下流から及び上流からの写真を撮影し施設現況写真を別紙第2号様式写真台紙に添付する。また、被災しているものについては、上記に加え被災状況写真（被災規模が分かるもの）及び保全対象写真を貼付する。

5. (打合せ協議)

打合せ協議については、着手前、中間（進捗が30%～80%）、完了前に行う。

6. (調査結果の提出)

(1) 調査様式の提出

現地調査を行い別紙第1号様式治山施設点検一覧表に記載し、工期内に電子データ(CD又はDVD)で発注者側に提出する。

(2) 施設位置図の提出

1/25, 000地形図を使用し、調査位置が分かるものに整理番号を付け提出する。

(3) 詳細平面図の提出

森林基本図1/5, 000程度の図面（施設配備図等）に対象施設が分かるものに整理番号を付けたものを提出する。

(4) 現況及び被災状況写真の提出

写真は、全箇所施設の写真を撮影し提出するものとする。

写真は、デジタルカメラで撮影するものとし、画素数は100万画素以上（施

設の現況が分かる程度)とする。

撮影した写真については日付が分かるように管理する。

デジタルカメラで撮影したものを別添写真台紙に貼り付け電子データ(CD又はDVD)で提出する。

7. (受注者の義務)

受注者は、契約の履行に当たって当該調査委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、調査結果のとりまとめを行い提出する。

8. (安全管理)

現地調査を行うに当たり、安全には十分注意し予想される危険に対し十分対策を講じること。

9. (現地調査)

現地調査に当たり、発注者が発行する委託証明書を必ず携帯すると共に身分の確認を求められた場合は委託証明書を提示のうえ、調査の内容を説明し理解を求めること。

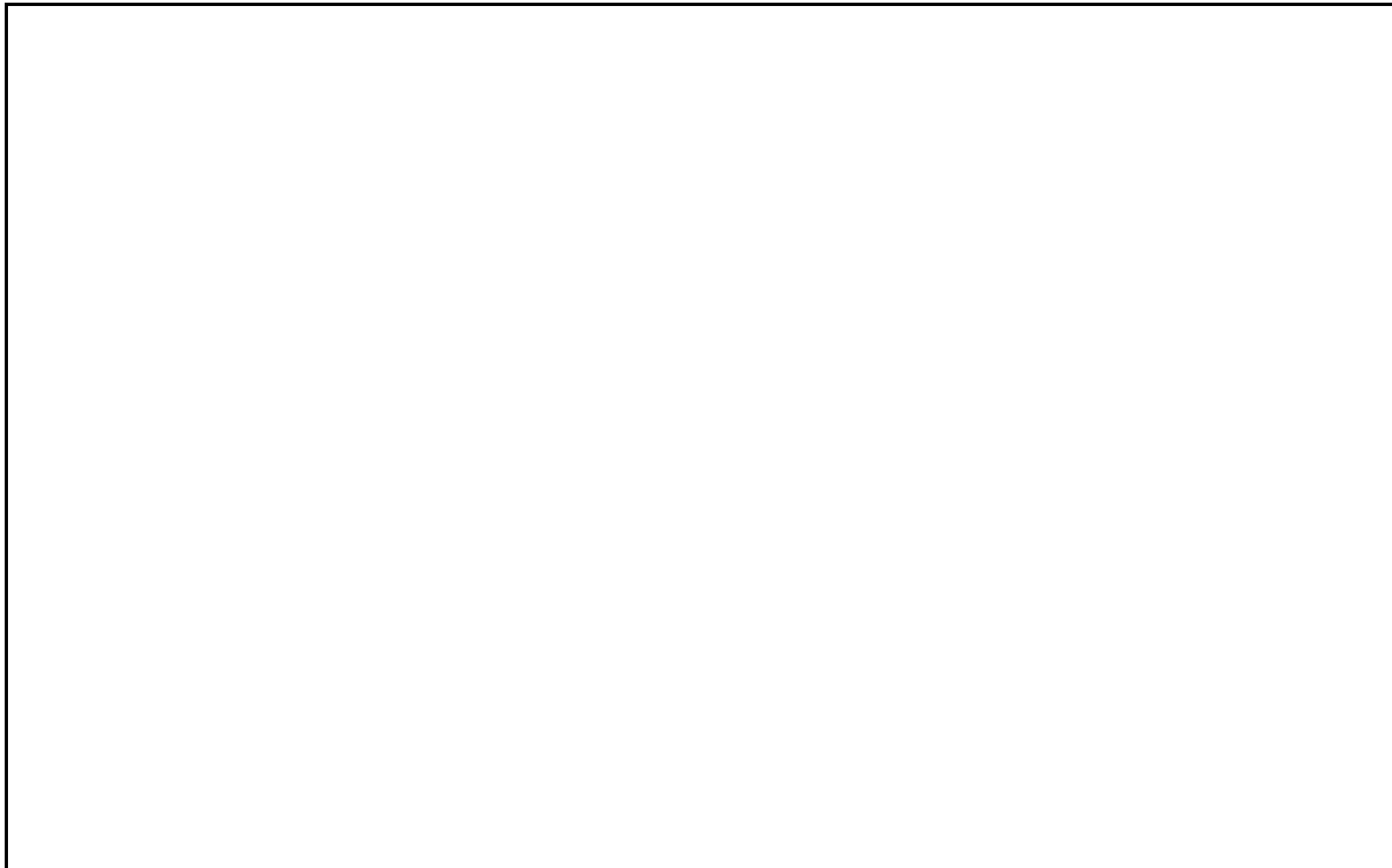
理解が得られず退去を求められた場合は、速やかに退去し発注者に状況等の説明を行うこと。

10. (その他事項)

(1) 仕様書に明記していない事項については、監督職員と協議し決定する。

写 真 台 紙

撮影日 平成 年 月 日



委託証明書

1. 委託元：○ ○ 林業事務所（○○課）
2. 委託業者名：○ ○ ○ ○
3. 管理技術者：○ ○ ○ ○
4. 受託期間：平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日

※ 上記のとおり平成○○年度治山施設点検調査業務を委託したことを証します。

平成 年 月 日

○○林業事務所長 印

諸注意

1. 委託証明書の返却については、委託業務終了後速やかに発注者へ返納すること。
2. 現地調査にあたり、自動車等の駐車及び調査対象地の出入りについては迷惑にならないよう十分注意すること。
3. 現地調査に当たり、発注者が発行する委託証明書を必ず携帯すると共に身分の確認を求められた場合は委託証明書を提示のうえ、調査の内容を説明し理解を求めること。
理解が得られず退去を求められた場合は、速やかに退去し発注者に状況等の説明を行うこと。
4. 交通規則を厳守し、安全運転に努めること。
5. 現地調査を行うに当たり、安全には十分注意し予想される危険に対し十分対策を講じること。